

泊発電所 3号炉

重大事故等対策の有効性評価

「2次冷却系からの除熱機能喪失」
「全交流動力電源喪失」
「原子炉補機冷却機能喪失」
「原子炉停止機能喪失」

令和5年3月8日
北海道電力株式会社

本資料中の[〇〇]は、当該記載の抜粋元として、
まとめ資料のページ番号を示している。

無断複製・転載等禁止

審査会合での指摘事項に対する回答

指摘事項 221206-18, 230202-14

1

【指摘事項】(第1098回審査会合(令和4年12月6日)「全交流動力電源喪失」) 221206-18

全交流動力電源喪失における第7.1.2.1表の有効性評価に用いる重大事故等対処設備の表について、先行審査実績を踏まえて、既許可の対象となっている設備を重大事故等対処設備に位置付けるものであるかどうかを明確にし、説明すること。

【指摘事項】(第1111回審査会合(令和5年2月2日)「2次冷却系からの除熱機能喪失」) 230202-14

第7.1.1.1表の有効性評価に用いる重大事故等対処設備の表について、先行審査実績を踏まえて、既許可の対象となっている設備を重大事故等対処設備に位置付けるものであるかどうかを明確にし、説明すること。

【回答】

○有効性評価の各事故シーケンスの重大事故等対策における設備と操作手順の関係を示した表において、先行審査実績を踏まえて、既許可の対象となっている設備を重大事故等対処設備に位置付ける重大事故等対処設備に*を付与して明確化した。

修正前 (2022年12月6日審査会合資料)

第7.1.2.1表 「全交流動力電源喪失」の重大事故等対策について (1 / 7)		
判断及び操作	重大事故等対処設備	
	常設設備	可搬型設備
a. 全交流動力電源喪失及びアラートトリップの確認	-	出力制限小形水素 出力制限小形水素 中型水素制限小形水素 1次冷却用電力 (法規) 加圧装置 蒸気発生器本体 (法規) 蒸気発生器本体 (法規) 主蒸気ライン圧力
・外部電源が喪失しディーゼル発電機が起動失敗することにより、すべての非常用母線及び常用母線の電圧が「0V」を示したことを確認し、全交流動力電源喪失を判斷するとともに、常用電源(主用)による非常用母線への給電を確認する。また、原子炉ドリフト及びタービントリップを確認する。 ・主蒸気流量を行い、主蒸気ライン圧力等のデータ閾値を超過した場合に、2次冷却水温又は蒸気発生器本体温度までの差異を確認する。 ・蒸気発生器本体温度によるか2次冷却水行い、2次冷却水温又は蒸気発生器本体温度までの差異を確認されれば、健全蒸気発生器の主蒸気通がじみにより心配感を持たう。	-	
b. タービン動補助給水ポンプの起動及び補助給水流量確認の確認	タービン動補助給水ポンプ 蒸気発生器 補助給水ピット	補助給水流量 蒸気発生器本体 (法規) 蒸気発生器本体 (法規) 補助給水ピット
c. 早期の電源回復不能判断及び対応	代用常用電源 タービン動補助給水ポンプ	可搬型タンクローリー
・中央制御室からの非常用母線の電源回復操作に失敗し、早期の電源回復不能と判断した場合には、全交流動力電源喪失を認定する各種対象への対応も確定して代用非常用電源、代用燃料容器スプレーポンプ、B-モードポンプ(自己冷却)、アニーラス空気淨化装置の動作動作への代用空気流給、代用済燃費ビットへの注水操作、可搬型大型送水泵車による給水槽内対外対流冷却、中央制御室常用蒸気系のタンク制御装置及び可搬型大型送水泵車による補助給水ピットへの補給の準備を開始する。 ・安全系統側の非常用母線からの切り離しを実施し、その後、代用常用電源を起動する。 ・代用非常用電源の起動が完了すれば、代用非常用電源から非常用母線への給電操作を実施することにより、非常用母線への給電を開始する。	-	

【】は有効性評価上削除しない重大事故等対処設備

既許可の対象となっている設備を重大事故等対処設備に位置付けるか不明確

修正後

判断及び操作	手順	重大事故等対処設備		
		常設設備	可搬型設備	計設備
a. 全交流動力電源喪失及びアラートトリップの確認	・外部電源が喪失しディーゼル発電機が起動失敗することにより、すべての非常用母線及び常用母線の電圧が「0V」を示したことを確認し、全交流動力電源喪失を判断するとともに、常用電源(主用)による非常用母線への給電を確認する。また、原子炉ドリフト及びタービントリップを確認する。 ・主蒸気流量を行い、主蒸気ライン圧力等のデータ閾値を超過した場合に、2次冷却水温又は蒸気発生器本体温度までの差異を確認する。 ・蒸気発生器本体温度によるか2次冷却水行い、2次冷却水温又は蒸気発生器本体温度までの差異が確認されれば、健全蒸気発生器の主蒸気通がじみにより心配感を持たう。	-	-	出力制限小形水素 出力制限小形水素 中型水素制限小形水素 1次冷却用電力 (法規) 加圧装置 蒸気発生器本体 (法規) 蒸気発生器本体 (法規) 主蒸気ライン圧力
b. タービン動補助給水ポンプの起動及び補助給水流量確認の確認	タービン動補助給水ポンプ 蒸気発生器 補助給水ピット	補助給水流量 蒸気発生器本体 (法規) 蒸気発生器本体 (法規) 補助給水ピット	-	補助給水流量 蒸気発生器本体 (法規) 蒸気発生器本体 (法規) 補助給水ピット
c. 早期の電源回復不能判断及び対応	代用常用電源 タービン動補助給水ポンプ	可搬型タンクローリー	-	代用常用電源 ディーゼル発電機燃料油油槽
・中央制御室からの非常用母線の電源回復操作に失敗し、早期の電源回復不能と判断した場合には、全交流動力電源喪失を認定する各種対象への対応も確定して代用非常用電源、代用燃料容器スプレーポンプ、B-モードポンプ(自己冷却)、アニーラス空気淨化装置の動作動作への代用空気流給、代用済燃費ビットへの注水操作、可搬型大型送水泵車による給水槽内対外対流冷却、中央制御室常用蒸気系のタンク制御装置及び可搬型大型送水泵車による補助給水ピットへの補給の準備を開始する。 ・安全系統側の非常用母線からの切り離しを実施し、その後、代用常用電源を起動する。 ・代用非常用電源の起動が完了すれば、代用非常用電源から非常用母線への給電操作を実施することにより、非常用母線への給電を開始する。	-	-		

※：既許可の対象となっている設備を重大事故等対処設備に位置付けるもの

重大事故等対処設備(設計基準強度)

既許可の対象となっている設備を重大事故等対処設備に位置付ける設備について注記にて明確化

図「全交流動力電源喪失」の例

* : 既許可の対象となっている設備を重大事故等対処設備として位置付けるもの

【指摘事項】(第1111回審査会合(令和5年2月2日)「2次冷却系からの除熱機能喪失」、「原子炉補機冷却機能喪失」、「原子炉停止機能喪失」) 230202-15

事象判定プロセスについては、フローチャートに記載があるものの、原子炉格納容器の除熱機能喪失等の事故シーケンスと記載の差が出ているため、これらの事故シーケンスと同じように事象判定プロセスを別途示し、説明すること。

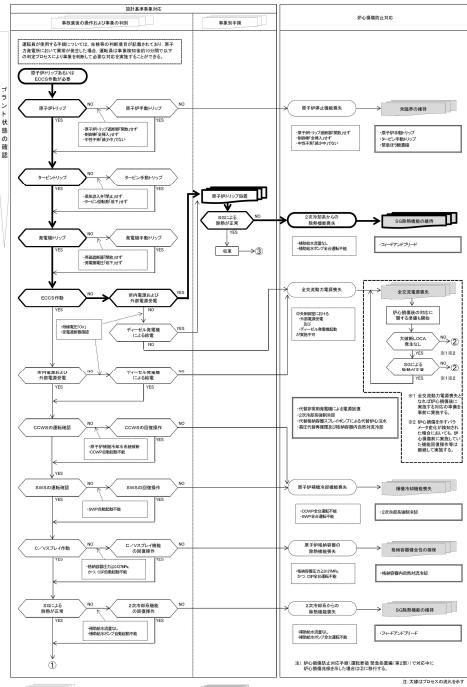
【回答】

- 有効性評価の各事故シーケンスのフローチャートに記載していた事象判定プロセスを、先行審査実績を踏まえて別図として記載し、各事故シーケンスで記載の整合を図った。

修正前 (2023年2月2日審査会合資料)

事象判定プロセスを示す別図なし

修正後



事象判定プロセスを示す別図を記載し、各事故シーケンスとの記載の整合を図った。

第7.1.1.2図 「2次冷却系からの除熱機能喪失」の対応手順の概要
(判定プロセス) (1/2)

図 「2次冷却系からの除熱機能喪失」の例